

東松山斎場売店への料理等の取扱（納入）店の募集について

東松山斎場指定管理者

斎場利用者の利便の向上とサービスの向上を目的として、次により取扱店を募集いたします。

1. 取扱店の要件（主なもの）

- ① 渋滞時を加味し 60 分以内にて来場可能で、現に調理場を有し、営業していること。
- ② 市町村民税を滞納していないこと。（令和 6・7 年度分）
- ③ 製造者責任法（PL 法）を遵守すること。
- ④ 料理等の最大納入食数は 100 食とし、追加があった場合でも十分対応が可能であること（特に、1 食 2 食の追加の対応もお願いします。）また、この食数に十分対応できる設備、調理人が確保されていること。
- ⑤ 保健所等の所定の検査、指導を受け許可を受けていること。
- ⑥ 多種類の料理等について、誰にでもわかるようにサービス内容を表示したパンフレットを準備できること。
- ⑦ 住民の負担軽減、料理等の安全性と品質およびサービスの確保を図ることを目的としているため、料金の設定についても十分検討をお願いします。
- ⑧ 取扱店として登録できる期間は、2 年間です。但し、お申し出がない限り令和 13 年 3 月 31 日まで自動継続とします。
- ⑨ 1 年毎に、取扱店の追加募集を予定しています。
- ⑩ 選考にあたっては、現地調査を実施します。

2. 納入品目 料理、弁当

- ① 料理の保管冷蔵庫は設置しておりませんので、料理の提供に際しては、十分配慮をお願いします。（食中毒等）
- ② 通夜の際の朝食をお願いします。
- ③ 納入した料理については、指定場所に配置してください。食事後は後片付けを最短で行い、残飯等については持ち帰りをお願いします。
- ④ 事前にご葬家名・火葬時刻・使用来場人数の通知をお願いします。

3. 説明会

日時：令和 8 年 2 月 24 日（火） 午前 10 時から

場所：東松山斎場 待合室 1・2

4. 申請書類提出先および提出期間

提出先：東松山斎場

提出期間：令和 8 年 2 月 25 日（水）から 3 月 6 日（金）まで（3 月 2 日は除く）

5. 審査方法

申請書類は、第一次審査（基礎的な事項の審査）および第二次審査（現地調査【予定 3/13】）により審査を行い、選定結果は、3 月 16 日付けで事業者へ通知します。

契約日は令和 8 年 4 月 1 日となります。

登録の際は、関係業者一斉説明会を 3 月 19 日（木）に実施いたします。必ずご参加ください。

6. 取扱店要領についての、不明な点につきましては、東松山斎場にお問合せください。

TEL 0493-22-4279（担当：井上）